

**魚沼市一般廃棄物指定袋等**

**取扱店の手引き**

**令和2年10月制定**

**令和5年 6月改定**

魚沼市

【お問合せ】魚沼市市民福祉部生活環境課廃棄物対策室廃棄物対策係

〒946-0057　魚沼市中島707番地1（エコプラント魚沼内）

TEL:025-792-3055　FAX:025-792-4220

Mail:haikibutsu@city.uonuma.lg.jp

1　魚沼市一般廃棄物指定袋等取扱店について

魚沼市一般廃棄物指定袋等取扱店（以下「取扱店」という。）とは、魚沼市(以下｢市｣という。)が「魚沼市一般廃棄物指定袋等取扱店に関する要綱」に基づいて指定するものです。

取扱店の業務は、魚沼市民及び南魚沼市大和地域住民から納付される魚沼市一般廃棄物処理手数料（以下「処理手数料」という。）と引き換えに、それぞれの証紙（指定袋及び大型ごみ処理券(以下｢指定袋等｣という。)）を交付するとともに、納付された処理手数料を魚沼市指定金融機関又は魚沼市収納代理金融機関へ入金していただく収納業務となります。

2　業務委託について

この委託は、指定袋等の交付並びに「魚沼市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」により定められた処理手数料の徴収及び収納事務について、市と取扱店との間で契約を取り交わすものです。

なお、新規申請の場合は、次の書類を提出していただき、市はその内容を審査し、取扱店としての指定の可否を決定します。

(1)届出書類《申請時に必ず提出する書類①②》

①　一般廃棄物指定袋等取扱店指定申請書(様式第1号)

　　②　店舗周辺地図

③　一般廃棄物指定袋等取扱店内容変更届出書(様式第4号)

④　一般廃棄物指定袋等取扱店廃止届出書(様式第5号)

(2)証明書類《申請時に添付する書類》

①　個人の場合／市民税・固定資産税の領収証書（写）又は納税証明書、住民票

②　法人の場合／法人市民税・固定資産税の領収証書（写）又は納税証明書、登記事項

証明書（※現在事項全部証明書）

3．指定の決定と取扱店標識について

市は、取扱店としての指定を決定した場合、該当店舗に｢一般廃棄物指定袋等取扱店指定証｣(様式第3号)及び取扱店標識を交付します。

◎指定袋等の取扱いは、申込書に記載された場所に設置された店舗のみが対象となり、届出場所

　以外での取扱いはできません。

◎取扱店標識は、店頭や店舗入り口等の見やすい箇所に掲示し、広く周知を図ってください。

4　魚沼市一般廃棄物指定袋等の取扱いに係る「処理手数料」及び「取扱委託料」について

「処理手数料（指定袋等の販売価格）」及び「取扱委託料（市から取扱店に支払う業務委託料）」は、次のとおりです。

※(｢魚沼市廃棄物の処理及び清掃に関する条例｣及び｢魚沼市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則｣の定めによる）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 区分 | 種類等  (袋色×文字色) | 袋サイズ  (ℓ) | 販売単位 | 処理手数料  (販売金額) | 取扱  委託料 |
| 家庭系 | 可燃  (白×青) | 1号(10) | 1セット(20枚) | 320円 | 8% |
| 2号(20) | 1セット(20枚) | 460円 |
| 3号(45) | 1セット(20枚) | 640円 |
| 不燃  (透明×緑) | 4号(25) | 1セット(10枚) | 200円 |
| 5号(45) | 1セット(10枚) | 400円 |
| 事業系 | 可燃  (白×ピンク) | 3号(45) | 1セット(20枚) | 1,100円 |
| 4号(70) | 1セット(20枚) | 1,800円 |
| 不燃(透明×ピンク) | 5号(45) | 1セット(10枚) | 800円 |
| 容器包装品類  (白×黄色) | | 1号(10) | 1セット(20枚) | 160円 |
| 2号(20) | 1セット(20枚) | 220円 |
| 3号(45) | 1セット(20枚) | 300円 |
| 大型ごみ | 大物 | 処理券 | 1枚 | 2,000円 |
| 中物 | 処理券 | 1枚 | 1,000円 |
| 小物 | 処理券 | 1枚 | 500円 |
| 指定袋(透明×茶色) | 6号(45) | 1枚 | 350円 |

※取扱委託料の1円未満の端数は切り捨てます。

5　取扱店の主な業務内容

(1) 指定袋等の販売及び処理手数料の徴収

①　販売について

指定袋の販売については、１セット単位となりますので、１枚単位の販売はできません。

大型ごみ処理券及び6号袋の販売については、１枚ごととなります。

②領収書の発行

処理手数料を収納したときはレジスター等により収納し、領収書の発行をしてください。（レシート可）

③取扱上の留意事項

・取扱いの形式は販売となりますが、実際の内容は商品の売買ではなく、処理手数料の収受

　行為ですので、指定袋等の割引販売（交付）はできません。

・上記に違反する行為は取扱店指定取消しの要件となりますので、違反行為は絶対に行わな

いでください。

　　　・処理手数料には、消費税が含まれています。

(2)　指定袋等の発注及び納品

①　発注及び納品日

・注文受付時間：1月1日から1月3日までを除く月曜日から土曜日の8時30分から17時ま

でとなります。

・納品：市との契約業者により、発注翌日以降、12月31日から翌年1月4日までを除く希望

日に行います。数量を確認し伝票にサインのうえ収受してください。

②　発注の単位

販売単位での発注となります。

③　発注先　エコプラント魚沼（**原則FAX。**FAXのない場合のみ電話で受付）

◎FAXによる申込み (FAX：025-792-4220)

専用の注文用紙（別添資料）により依頼してください。

〇電話による申込み (TEL：025-792-3055)

取扱店名を告げ、依頼してください。

(3)　指定ごみ袋等の在庫管理

必要に応じて市から在庫状況についての問い合わせを行う場合がありますので、電算システムや出納簿等の記帳により、種類ごとの在庫管理をお願いします。

(4)　処理手数料の納入と取扱委託料の支払い

　　処理手数料の納入については、月毎又は指定袋等納品時一括のいずれかを選択してください。

　　①　月毎の納入の場合

　　　　取扱店は、当月末日までの実績を処理手数料収納内訳報告書(別添資料)により翌月10日

までに報告し、市から確認を受けた後、市が発行する納入通知書により、30日以内に指定

金融機関に払い込んでください。

　　②　手数料徴収前の一括納入の場合

　取扱店は、指定袋等の納品後、市が発行する納入通知書により30日以内に指定金融機関に払い込んでください。

◆令和5年6月1日から変更

市が発行する納入通知書の金額は、取扱店から市へ支払う手数料から、市から取扱店へ支払う販売委託料を差し引いた金額となります。（納入通知書金額＝処理手数料‐取扱委託料）

なお、取扱委託料については消費税の課税対象となることから、取扱店に対しては消費税相当

額を加算した金額となりますので、取扱いについてよろしくお願いいたします。

※納期限内に納入されないことが続きますと、指定ごみ袋の発注受付を停止させていただくことがあります。

(5)　その他

取扱申請時に提出していただいた各種書類の記載内容等に変更が生じた場合は必ず、必要

書類〔2(1)届出書類の項を参照〕等による連絡をお願いします。